漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則(令和2年青森県規則第59号)第4条第1項第16号に掲げる小型定置漁業につき、青森県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年11月30日

青森県知事 三村 申吾

## 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
	の認可をすべ			
	き漁業者の数			
はたはた小	定めなし	西共第 19 号及び第 20	11 月1日から翌年	西共第19号及び第20号共同漁
型定置漁業		号共同漁業権漁場の区	1月31日まで	業権の組合員行使権者
		域		
ひらめ・そい	定めなし	別記操業区域の1	8月1日から翌年	1 外ヶ浜町に住所を有する者
小型定置漁			7月31日まで	2青森県の漁船登録を受けた
業				漁船の使用者
		別記操業区域の1のう		1 蓬田村に住所を有する者
		ち操業区域 A		2青森県の漁船登録を受けた
				漁船の使用者
かれい・そい	定めなし	操業区域の2	4月1日から翌年	1外ヶ浜町に住所を有する者
小型定置漁			3月31日まで	2青森県の漁船登録を受けた
業				漁船の使用者
小型定置漁	定めなし	操業区域の3	8月4日から12月	1おいらせ町に住所を有する
業			31 日まで	者
		操業区域の4	8月4日から翌年	2青森県の漁船登録を受けた
			1月31日まで	漁船の使用者
		操業区域の5	9月1日から翌年	1三沢市に住所を有する者
		操業区域の6	8月31日まで	2青森県の漁船登録を受けた
				漁船の使用者

## 別記 操業区域

1 操業区域 A (広瀬沖区域)

次の点ア、イ、ウ、エ、およびアを順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点1 東津軽郡蓬田村大字瀬辺地瀬辺地川右岸に設置した標柱

基点2 東津軽郡外ヶ浜町と同郡蓬田村との境に設置した標柱

点ア 基点1から真方位 87 度 3,480 メートルの点

点イ 基点1から真方位 87 度 4,330 メートルの点

点ウ 基点2から真方位 82 度 30 分 4,240 メートルの点

点エ 基点2から真方位82度30分3,490メートルの点

操業区域 B (外ヶ浜町 (蟹田) 沖区域)

次の点ウ、オ、カ、キ、シ、ス、およびウを順次に結んだ直線によって囲まれた 区域。ただし、次の点ク、ケ、コ、サ、およびクを順次に結んだ直線によって囲まれ た区域を除く。

- 基点2 東津軽郡外ヶ浜町と同郡蓬田村との境に設置した標柱
- 基点3 東津軽郡外ヶ浜町蟹田川左岸に設置した標柱
- 基点4 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜と同町字蟹田中師との境に設置した標柱
- 点ウ 基点2から真方位82度30分4,240メートルの点
- 点オ 基点2から真方位 82 度 30 分 2,790 メートルの点
- 点カ 基点2から真方位 78 度 30 分 2,800 メートルの点
- 点キ 基点2から真方位 78 度 30 分 2,450 メートルの点
- 点ク 基点3から真方位84度の線と点キと点シを結んだ直線との交点
- 点ケ 基点3から真方位84度4,150メートルの点
- 点コ 点ウと点ケを結んだ直線の延長線上、点ケから 300 メートルの点
- 点サ 点キと点シを結んだ直線と点コから真方位 264 度の線との交点
- 点シ 基点4から真方位84度2,450メートルの点
- 点ス 基点4から真方位 84 度の線と点ウと点ケを結んだ直線の延長線との交点 操業区域 C (外ヶ浜町(塩越) 沖区域)
  - 次の点シ、ス、セ、ソ、およびシを順次に結んだ直線によって囲まれた区域
    - 基点4 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜と同町字蟹田中師との境に設置した標柱
    - 基点 5 東津軽郡外ヶ浜町字平舘(旧平舘村)と同町字蟹田(旧蟹田町)との境 に設置した標柱
    - 点シ 基点4から真方位84度2,450メートルの点
    - 点ス 基点4から真方位 84 度の線と東津軽郡外ヶ浜町蟹田川左岸から真方位 84 度 4,150 メートルの点と点セを結んだ直線の交点
    - 点セ 基点 5 から真方位 85 度 10 分 4,360 メートルの点
    - 点ソ 基点 5 から真方位 85 度 10 分 2,535 メートルの点
- 2 次のナ、ニ、ヌ、コ及びナの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域
  - 基点1 東津軽郡外ヶ浜町平舘根岸湯の沢と同町平舘根岸小川の境に設置した標柱
  - 基点2 東津軽郡外ヶ浜町平舘今津才の神川左岸から 150 メートル北側の海辺に設置した標柱
  - 点ナ 基点 1 から真方位 89 度 30 分 3,100 メートルの点
  - 点ニ 基点 2 から真方位 89 度 30 分 3,800 メートルの点
  - 点ヌ 基点 2 から真方位 89 度 30 分 2,500 メートルの点

点コ 基点 1 から真方位 89 度 30 分 1,940 メートルの点

3 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域

7 40° 39′ 20.45″ N 141° 26′ 56.63″ E

イ 40° 39′ 27.65″ N 141° 27′ 46.92″ E

 $\dot{\mathcal{D}}$  40° 39′ 14.95″ N 141° 27′ 50.12″ E エ 40° 39′ 07.75″ N 141° 26′ 59.93″ E

4 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域

 $\mathcal{T}$  40° 39′ 19.5″ N 141° 28′ 12.5″ E

イ 40° 39′ 31.5″ N 141° 28′ 58.6″ E ウ 40° 39′ 06.4″ N 141° 29′ 12.2″ E

エ 40° 38′ 54.8″ N 141° 28′ 26.2″ E

5 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域

 $\mathcal{T}$  40° 44′ 18.057″ N 141° 26′ 25.085″ E

イ 40° 44′ 21.663″ N 141° 27′ 18.473″ E

ウ 40° 43′ 55. 527″ N 141° 27′ 21. 464″ E

エ 40° 43′ 51.461″ N 141° 26′ 33.982″ E

6 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域

7 40° 47′ 12.539″ N 141° 25′ 32.998″ E

 $\checkmark$  40° 47′ 14. 860″ N 141° 26′ 25. 264″ E

141° 26′ 27.859″ E ウ 40° 46′ 49.672″ N

エ 40° 46′ 45.772″ N 141° 25′ 35.762″ E

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

3 備考

この公示に係る許可又は起業の認可の条件は、廃止前の青森県海面漁業調整規則(昭 和 43 年青森県規則第 11 号) 第 14 条の規定により付けた制限又は条件とする。